

介護予防・日常生活支援総合事業

「第1号通所事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(亀岡市指定 第2671600027号)

当事業所はご契約者に対して第1号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	3
4. 職員の体制及び員数・・・・・・・・	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3.4.5.6
6. 守秘義務について・・・・・・・・	7
7. 苦情の受付について・・・・・・・・	7
8. 事故発生時の対応について・・・・・・・・	7
9. 緊急時等における対応について・・・・・・・・	8
10. 損害賠償保険の加入について・・・・・・・・	8
11. 非常災害対策について・・・・・・・・	8
12. 個人情報の保護について・・・・・・・・	8
13. 虐待防止及び身体拘束適正化について・・・・・・・・	8.9
14. ハラスメントについて・・・・・・・・	9
15. 業務継続計画の策定等について・・・・・・・・	9
16. 衛生管理等について・・・・・・・・	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 京都府亀岡市余部町樋又61番地1 ふれあいプラザ内
(3) 電話番号 0771-23-6711
(4) 代表者氏名 会長 木村 好孝
(5) 設立年月 昭和48年 9月12日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

第1号通所事業所

平成30年4月1日指定（亀岡市第2671600027号）

(2) 事業の目的

第1号通所事業は、介護保険法に従い、利用者の有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご利用者家族の身体的及び精神的負担軽減を図ることを目的として、利用者に介護予防サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 ガレリアかめおかデイサービスセンター

(4) 事業所の所在地

京都府亀岡市余部町宝久保1番地1（ガレリアかめおか内）

(5) 電話番号

TEL：0771-29-2706

FAX：0771-25-5884

(6) 事業所の運営方針

ご利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
又、事業の運営にあたっては、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に第1号通所事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

(7) 開設年月

平成18年4月1日

(8) 他事業の実施状況

当法人では、次の事業も併せて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕	平成12年4月1日	京都府2671600027号
〔通所介護事業〕	平成12年4月1日	京都府2671600027号
〔訪問介護事業〕	平成12年4月1日	京都府2671600027号
〔第1号訪問事業〕	平成30年4月1日	亀岡市2671600027号
〔介護予防支援事業〕	令和 3年4月1日	亀岡市2601600089号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

亀岡市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日を除く）
営 業 時 間	午前9時～午後5時
サービス提供時間	午前9時30分～午後3時30分
利 用 定 員	1日 30名

※心身の状況やその他事情により、上記通常のサービス提供時間の利用が困難な場合はサービス提供時間を変更した利用が可能です。

4. 職員の体制及び員数

当事業所では、ご契約者に対して第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者（生活相談員兼務）	1	—	1	1名
2. 生活相談員	1	—	1	1名
3. 介護職員 （生活相談員兼務含む）	4	6	7.9	4名
4. 看護職員	0	4	1.7	1名

※職員は、指定通所介護事業及び第1号通所事業を兼務するものとします。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（40時間）で除した数です。

週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

【サービスの概要】

サービス項目	サ ー ビ ス 内 容
健 康 チ ェ ッ ク	サービス利用に際して、血圧・体温・脈拍等のバイタルチェックを行い、ご利用者の健康管理に努めます。
送 迎	サービス利用に際して、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。
レクリエーション	生きがい作りの一環として、軽運動や創作活動、季節に応じた外出活動を行います。

日常生活動作	身体能力を考慮し、最大限活用していただくような介助を行います。
生活相談	専任の生活相談員を配置し、常に利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援するために、他の職種とも連携しご利用者及びご家族に対して相談援助等を行います。

【サービスの利用料金】

別紙の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じた基本利用料金から、介護保険給付額を除いた金額を介護保険負担割合証に記載されている自己負担割合によりお支払下さい。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【利用料金表】

項 目	料 金	内 容
食 事 代	1食あたり 600円	ご利用者に提供する食事の材料に係る費用です。（おやつ代含む。）
教養娯楽費	材料代等の実費	レクリエーション等で工作や小物作り等を行い、持ち帰っていただいた物にかかった材料費をご負担いただきます。
複写物の交付	1枚につき 10円	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。
そ の 他	実 費 おむつ・処置衛生用品の場合 1枚につき40円	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものの費用をご負担いただきます。

（３）利用料金の支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日に事業所が指定する方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、京都農業協同組合、京都銀行

（４）利用の中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにご担当の介護支援専門員に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示し相談させていただきます。

○天候等の都合（気象警報等）により、サービス提供を行うに際して、危険等の著しい支障が生じた場合は、当事業所が判断し、中止又は時間変更させていただくことがあります。

○ご利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、次のキャンセル料金をご負担いただきます。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

【サービス利用のキャンセル料金】

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額 (自己負担相当額)

【食事代のキャンセル料金】

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日午前9時までに申し出がなかった場合	600円
サービス利用中 ①利用者の都合でお食事を摂られなかった場合 ②食事前に帰宅された場合	600円

6. 守秘義務について

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守ります。また、退職後においても守秘義務を果たすことを、従業者との雇用契約の内容としています。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

職名：デイサービスセンター長

○受付時間 月曜日～土曜日

午前9時～午後5時

○苦情受付箱を事業所館内に設置しています。

(2) 第三者委員の設置

当事業所は、契約者の満足度の向上、権利擁護を図り、事業運営の適正化を確保するため、第三者委員を設置し、苦情等の解決に向けて体制を整えています。

名 前	連 絡 先
中西 明美 小川 泉 塚本 政雄	京都府亀岡市余部町樋又61番地1 ふれあいプラザ内 電話：0771-23-6711

(3) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市：高齢福祉課	所在地	亀岡市安町野々神8番地
	電話番号	0771-25-5182 (FAX: 0771-24-3070)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
	電話番号	075-354-9090 (FAX: 075-354-9055)
	受付時間	午前9時～午後5時
京都府福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社協内)	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
	電話番号	075-252-2152 (FAX: 075-212-2450)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分

8. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、担当の地域包括支援センターに連絡を行うとともに、救急搬送等の必要な措置を講じます。

9. 緊急時等における対応について

当事業者は、福祉施設及び居宅サービス事業所であるため、医師は配置しておりませんので看護師による医療行為を行うことができません。

従いまして、サービス提供時に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、救急搬送等の必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険の加入について

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：株式会社SRM

保険名：まごころワイド

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：業務災害補償保険

福祉事業者総合賠償責任保険

当事業者において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. 非常災害対策について

利用者の安全に努めます。事業者は非常災害に備え、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて防災計画を作成し必要な設備を備えるとともに、防災計画に基づき、関係機関と連携をとりながら利用者及び従業者等の訓練を行います。

12. 個人情報の保護について

事業者及びサービス提供者又は職員は、サービスを提供するに当たって知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由がない限り、契約中及び本契約が終了した後においても第三者に漏洩しません。ただし、契約者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに介護サービス事業者との連絡調整のため、及びご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等の第三者にご契約者に関する心身等の情報を提供できることとします。

13. 虐待の防止及び身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、身体拘束適正化のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化に関する担当者を管理者とします。
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するため、身体拘束適正化を図るため定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

14. ハラスメントについて

ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、契約を解除させて頂くことがあります。

以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）、無理な要求（過度な謝罪の要求等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

15. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

令和 年 月 日

第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
ガレリアかめおかデイサービスセンター

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

本人との続柄 _____